

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）における謝金の支払いについて必要な事項を定める。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、次のものをいう。

- 1) 本会が依頼した学術大会、研修会等の講師に対して支払われる金銭
- 2) 本会に関する書籍および雑誌等の原稿執筆に対して支払われる金銭

(謝金の基準)

第3条 講師等に対する謝金の金額は別表に定めるとおりとする。なお、交通費および宿泊費などの旅費については、原則として「旅費及び諸経費規程」を準用するものとする。

- 2 同一の用務において謝金と旅費が支払われる場合は、その旅費についても源泉所得税の対象として取り扱う。
- 3 石川県理学療法学術大会の座長については、参加費相当分を支払うものとする。
- 4 原稿執筆に対する謝金は、依頼者が規定した金額が依頼者から直接支払われるものとする。

(委任)

第4条 この規程で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成28年7月1日より一部改正により施行する。

別表

講師区分	医師	会員外（医師以外）	会員
教授クラス	50,000	30,000	10,000
准教授・講師・ 技士長・主任クラス	30,000	20,000	10,000
その他	30,000	10,000	10,000

※90分間あたりの基準額

- ・基準額は、所得税抜きの金額とする。
- ・最低90分間分の謝金は支払うものとする。
- ・講演時間数は90分間単位とし、90分間未満は切り捨てる。
- ・実技指導の場合は、基準額の50%とする。
- ・3時間を越える時間数については、基準額の50%とする。
- ・複数講師の場合は、各講師に対し基準額を支払うものとする。